

事務局通信

〒151-0053

東京都渋谷区代々木 2-39-7 メゾン代々木 201 号

TEL03-3299-5276 FAX03-3299-5275

ホームページアドレス <http://www.hoshinren.jp>

e-mail koho-hoshinren@tulip.ocn.ne.jp

124 号

平成 25 年 8 月 28 日

一般社団法人

鍼灸マッサージ師会

申請書ソフトが使いやすくなりました

簡単！早い！正確！

今までの入力

約 14 項目



約 6 項目

新バージョンでの入力

- 1 請求年月
- 2 施術開始年月日
- 3 施術終了年月日
- 4 実日数
- 5 請求区分
- 6 施術内容 部位別回数入力
変形徒手回数入力
温罨法回数入力
- 7 往療回数 (自動記入可)
- 8 施術月
- 9 施術日 ◎/○
- 10 施術領収日
- 11 申請日
- 12 委任日
- 13 助成請求年月 (助成がある場合)
- 14 その他

継続の場合

入力項目の大幅減を実現

- 1 請求年月
- 2 施術年月
- 3 往療回数 (自動記入可)
- 4 施術日 ◎/○
- 5 助成請求年月 (助成がある場合)
- 6 その他

※ 施術内容や再同意などの変更があった場合のみ入力を要しますが、変更がない場合は前回の入力内容を有効利用します。

(上記例はマッサージの場合ですが、鍼も同様の機能を搭載)

その他の変更内容

1. 申請書作成時のチェック機能を強化
 - (1) 同意欄の同意日の妥当性チェック
 - (2) 患者からの距離が施術所からの距離を超える場合の対応
2. 保険者登録、受療者登録の入力方法改善
3. 摘要欄入力機能強化 文字の大きさの選択、入力支援機能
4. 請求書印刷機能強化
など

チェック漏れ防止

文字を小さくすると多く書けます

USBメモリ/CD-ROMでのみリリースします

希望者は事務局へご連絡ください。

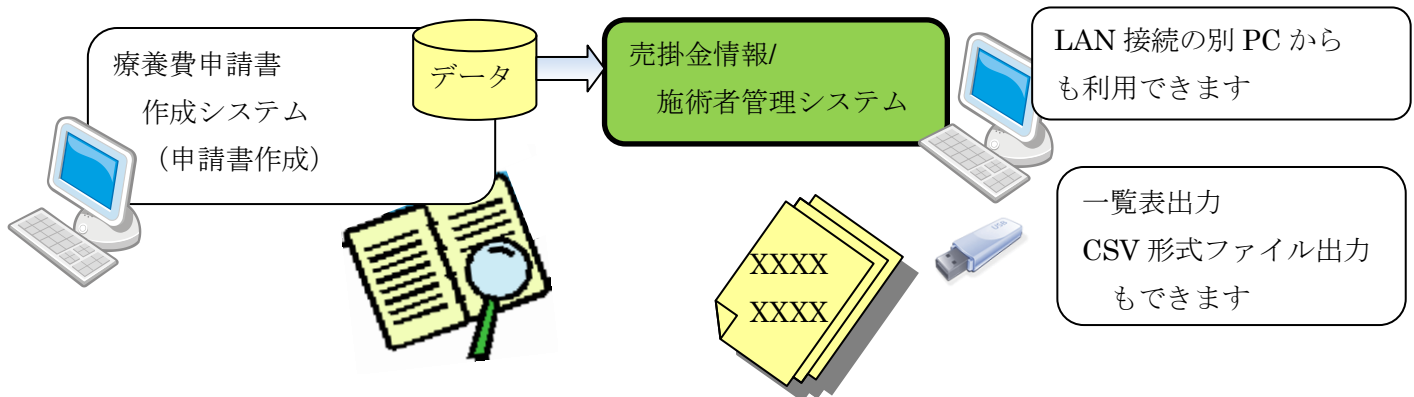
(今回のバージョンアップは、インターネットではできません)

さらに管理機能UP

売掛金情報/施術者管理情報機能を搭載します。

毎月の売掛金情報や施術者毎の施術情報などを管理する機能を新たに提供します。

- ・月毎の売上げ情報、施術/往療情報が月毎に出力できます。
- ・施術者が複数の場合には、施術者毎に施術日、往療情報が得られます。



利用イメージ

| 施術者別売上一覧表 | | | | | | |
|-----------------|-----|------|------|-----|-----|----|
| (請求年月 平成23年12月) | | | | | | |
| 施術者数 | 患者数 | 施術回数 | 稼働日数 | 売上 | | |
| | | | | 施術料 | 往療料 | 合計 |
| | | | | | | |

| 施術者別売上明細表 | | | | | | |
|-----------------|-----|------|------|-----|-----|-----|
| (請求年月 平成23年12月) | | | | | | |
| 施術者名 | 患者数 | 施術回数 | 稼働日数 | 売上 | | |
| | | | | 施術料 | 往療料 | 合計 |
| あ | 123 | 123 | 123 | 123 | 123 | 123 |
| あいうえお | 123 | | | | | |

| 施術者別売上明細表 | | | | | | 【マッサージ】 |
|-----------------|-------|-------|-----|-----|-----|--------------------|
| (請求年月 平成23年12月) | | | | | | |
| 施術者名：ああいううええ | | | | | | 頁:001 |
| | | | | | | H23.12.12 15:15 作成 |
| 患者名 | 施術日 | 出発地 | 売上 | | | |
| | | | 施術料 | 往療料 | 合計 | |
| | 10.10 | 12345 | | | 123 | |
| | 10.11 | | | | | |
| | 10.12 | | | | | |
| | 10.13 | | | | | |
| | 10.14 | | | | | |
| | 10.15 | | | | | |
| | 10.16 | | | | | |
| | 10.17 | | | | | |
| | 10.18 | | | | | |
| | 10.19 | | | | | |
| | 10.20 | | | | | |
| | 10.10 | 12345 | | | 123 | |

指定月の施術者毎の受療者数、施術日数、
施術料、往療料が一覧で表示

指定月の施術者毎の
患者治療実績が
一覧で表示できます

※ 開発中のイメージのため、今後変更される可能性があります

リリースは H25年9月予定
CD-ROMでのみリリースします。

※ オプション機能のため、手数料等は別途必要になる見込みです。

パソコンについて何でもお問い合わせ下さい

- ・PC持参で事務局に来て頂ければソフトのインストール・操作説明などをいたします(無料)。
- ・担当者が治療院などに訪問し、個別に対応いたします(有料。訪問費用+交通費実費)。
- ※バージョンアップの方法がわからない。
- ※操作の仕方がわからない。
- ※パソコンが不調。メンテナンスを含めて教えてほしい。
- ※パソコンを買いたいが、アドバイスがほしい。



どんなことでもかまいません。お気軽にご連絡下さい。
いずれも事前予約が必要です。

保険者の調査

医療費削減から行政や保険者の訪問マッサージへの目は厳しさを増しています。

これまでも、埼玉県後期高齢者医療連合会の調査などにつきご報告してきましたが、保険者権限や施設管理者権限にもとづき、いろいろな調査や問い合わせも増えてくると思いますので、改めて保険者の調査への対応につきお知らせいたします。

1 施術録（カルテ）の作成

療養費申請書通りの施術、往療が行われているかどうか、施術回数、施術内容、往療回数、往療距離など通常は文書による調査ですが、保険者が必要と判断した場合は、施術者、事業所、患者に調査員が訪問して調査が行われます。

長期間にわたり、施術回数が特に多い患者は、当然ですが保険者も注目します。どんな目的でどのような治療をしているのか、治療の経過をどう見ているか、行っている治療回数が必要な病状なのか、などなどについて施術者の見解が問われます。質問に対応できるよう施術録の作成が大切です。

一人の患者に対し、はり灸治療、マッサージ治療併用の申請の場合が見られます。患者の状況により併用が効果的な場合もあります。しかし、この場合は治療目標を明確にして、患者や医師にも併用の理由をよく理解してもらう努力が必要です。

療養費の申請は施術録を作成し保管しなければなりません。厚生労働省通知保医発 1001002 平成 16.10.1 別添 6 章（施術録）において、施術録を整備し「保険者から提示及び閲覧を求められた場合は速やかに応じること」「施術完結の日から 5 年間保管すること」を、日本鍼灸師会や全日本鍼灸マッサージ師会より、会員施術者に周知指導されているので参考にされたい、と述べられています。そして、また、施術録の書式も添付されています。

厚生労働省はマッサージ療養費もはり・きゅう療養費も患者請求として委任払いを認めていません。このような取扱いを変えずに施術録の作成、5 年間の保存などいえるのか疑問もあります。

しかし、療養費という問題が多い取扱いではありますが、健康保険へ医療費を請求するには施術録の作成は必要であり、誰に、いつ訪問し、どのような病状でどんな治療をしたか、同意、再同意医師の氏名や同意の日時など、患者の病状と保険申請に必要な項目の記入がなされていなければならないと考えます。

2 医師の再同意の確認

保険者から質問がよく出されるのは、医師の同意をきちんと受けているかどうかです。初診は同意書を添付しますが、初診から 3 か月以後の再同意が問題になります。口頭でもよいとされていますので、再同意は同意書を省略されることが多く、長期の患者の同意確認は注意を要します。

まず、いつ、だれに同意を確認したか、再同意について施術録にはっきり記入が必要です。口頭同意を得たら必ず記録してください。

また、1 年を超える長期の治療継続の患者さんについては、同意医師へ治療経過など簡潔な報告が望まれます。患者が医師の診察を定期的を受けており、マッサージ治療の状況が患者から伝わっている場合は、治療の同意につき医師も理解すると思います。しかし、患者や家族から情報が伝わらない、伝わりにくい状況の場合は施術者からの報告が必要です。

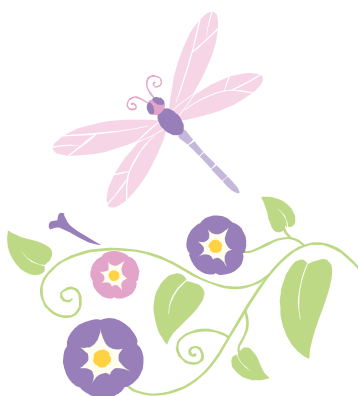
長期治療になるほど、医師への情報提供、同意の依頼、確認を文書で行うなど施術者の努力が大切です。

す。保険者から医師へ同意理由の質問なども多くなると予想されますから、医師への連絡、情報提供を重視してください。

まとめ

- ・ 施術の内容について確認できるよう、施術録を整備する
- ・ 保険者等から施術録の提示及び閲覧等を求められた場合は速やかに応じる
- ・ 施術録は施術完結の日から5年間保存する
- ・ 保険者から医師に確認があった場合、同意日などの回答が得られないと返戻対象となってしまうため、日頃から医師とのコンタクトを心がけるとよい
- ・ 保険者から患者に確認があった場合、施術日・施術箇所などの回答が得られないと返戻対象となる。日頃から「保険者から問い合わせを受けたら、施術者に連絡をくれるよう」患者に依頼しておくとうい

* 会では先生方の書類やデータは保存していませんので、申請書・同意書のコピーやデータのバックアップはご自身で保存して下さい。



シリーズ 同意書



2. 同意書問題に関する弁護士との話し合い

宮原弁護士をお招きして、療養費の支給基準を一緒に読みながら、その理解を深める会を行いました。

日時：7月22日（月曜）14時30分～16時30分

参加者：宮原哲郎弁護士、高橋養藏代表理事、田中榮子氏、西川ミヨ氏、武井百代氏、
清水一雄事務局長、上石晃一事務局次長、事務局職員
宮原哲郎弁護士

- 議題
- 1) 医師同意書拒否問題
 - 2) 保険者による療養費支給の問題

1) 医師同意書拒否問題

医師側の対応例

- ①医療機関として書くわけにいかない。
- ②医師会から書かないよう言われている。
- ③治療院でかかるより、うちの理学療法士にかかったらどうか
- ④鍼灸マッサージのことがよくわからないので同意できない。
- ⑤責任がもてないので同意できない。

まず①②に対してですが、**昭和42年9月18日保発32号**により「同意書の代わりとして、医師の診断書（病名・症状・発病年月日が記載されているものであって、療養費払いの適否が判断できるもの）でもかまわない」こと。「診断書の交付を患者から医師に求められた場合は円滑に発行すること。」と明記しており、診断書を要求されたら医師は拒否できません。これを利用する手はあります。

しかし当時から**平成9年12月1日保発150号**が出されるまで、鍼灸療養費を対象として、医師の医療が先行されているかのチェックが厳しく、十分に医療に掛かっていないことを理由に返戻された時期が続いていました。医師の医療に充分にかかっているのか、医師の医療手段が無いかという視点が優先されていたためです。

保発150号は、岸イヨさんが鍼灸併給による不支給問題で宇都宮地裁へ訴訟し、判決を待たずに裁判を取り下げた経緯により出された厚生省通知です。150号通知によって医療先行問題は払拭されましたが、岸イヨさんが取り下げを希望したのではなく、現在に至っても、当時担当してくれた宮原哲郎弁護士はじめ関係者は、判決を待たずに何故取り下げをしたのか、という根強い声があります。結局、鍼灸併給問題はそのまま残っているのです。

宮原弁護士からは①②については問題件数が多数であればしかるべき措置を講ずるべきであるが、件数が少ないのであれば問題を大きくするのは考えた方が良くはないか。医師会は地域によって

独立している組織だろうから、個別に訴えることも検討してみてはどうか、とのアドバイスをいただきました。

③については患者さんの選択ではあるが、公平性に欠けると考えます。

④については施術師が医師に患者さんの状態や治療方針を説明し、協力をお願いすることも必要ではないでしょうか。

⑤については医師個人の問題なので難しいでしょうが、よく理解してもらえば解決に結びつく可能性もあります（別稿「お願いの件 K病院へ」参照のこと）。

いずれにせよ、医師との連携を図るためにも文書にて説明・依頼をし、証拠としても残しておく等の対応が必要です。

2) 保険者による療養費支給の問題

これについては、はり・灸とマッサージの療養費の支給基準は違いが大きいのはご存じの通りです。はり・灸は併給禁止が物語っているように、『切り離れた医療の縛り』（神経痛など6疾患の疼痛緩和に限定される）があり、マッサージは『隷属した医療の縛り』（医師が治療を必要と認めた場合のみに限定される）があります。

療養費の支給基準によると、はり・灸においては「同意書（又は診断書）については、施術の円滑な実施を図るため様式が定められた。このことから**医師照会等はその趣旨を踏まえ、いたずらに調査することなく必要に応じてなされるべきである**」とあります。保険者（担当者）によってはこのことを知らないのではと思える対応が見受けられますので、その都度説明をする努力も必要かと思えます。

マッサージにおいては、「同意書は、医学的所見、症状経緯等から判断して発行されるものであり、同意書発行趣旨を勘案し判断を行うこと。なお、**保険者が同意医師に対し行う照会等はいたずらに調査することなく、必要に応じて行われるべきもの。**」とあります。

医師に対して嫌がらせのように長文を求める調査や、意思疎通が不確かな患者さんに対しての調査など明らかに理不尽だと思われるものは、証拠を集め、数をまとめて保険者に対して訴えの行動を起こしていきたいと考えます。

清水一雄先生は、あん摩指圧マッサージ師とともに介護支援専門員（ケアマネージャー）の立場から様々な活動を展開しています。今回の文章はその一環で、医師が発行した同意書の責任の所在についての厚労省の見解を説き、患者の健康権の立場から病院に対し同意書の発行を申し入れているものです。会員の皆様も参考として、日頃の活動に活かしていただきたいと、投稿されました。

平成25年8月6日

K病院 M殿

介護支援センター おおぞら
介護支援専門員 清水一雄
〒151-0053 東京都渋谷区代々木 2-39-7
メゾン代々木 201 号室
TEL 03-3299-5273 FAX 03-3299-5275

お願いの件

いつもお世話になっております。先週電話させていただきましたKさんの件です。

電話させていただきましたのは、以前貴病院の医師がマッサージを同意したことによって、マッサージの施術を受けた患者の病状が悪化し貴病院に責任問題が発生した？

それ以来マッサージの同意書発行を医療機関として行っていない。とのことで、早速厚労省に聞いてみました。

マッサージの健康保険で医師の同意書を発行した場合、患者がマッサージ施術を受診し問題が発生した時の責任所在は同意書を発行した医師にあるのではなく、あくまでも施術者にあるとのことです。

厚労省が出しているQ&Aの文面です。

「同意した医師は施術に対する同意を行うものであり、施術結果に対して責任を負うものではない。」
但し、マッサージの健康保険取扱は医師及びあん摩マッサージ指圧師となっています。

Kさんは数年前に脳梗塞になられ貴病院を頼りにされ、現在に至り受診されていますが、機能訓練となるリハビリを強く望んでいます。

比較的軽度の右半身麻痺とはいえ、腕肩、右股関節周辺、腰の痛み、足指の痺れ等が主訴で、歩行は杖をついて行う。ADLの低下により現在の生活維持が出来なくなることを不安に感じ、少しでも痛み等から解放され体の機能回復を願っています。

Kさんはマッサージの施術を現在も継続し続けることにより、効果が得られています。医師の同意があれば健康保険が適応されます。

健康保険は必要な方に平等に機能されないことがあってはならないと思います。

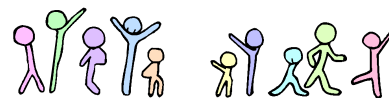
過去において1人の施術師が問題を起こしたのであれば、その施術師が責任を負うべきもので、病院は何ら関係がないのと、不特定多数の患者の健康権の侵害が気になります。

患者にとって最適な医療提供を考える必要があるのではないのでしょうか。

「厚労省から言われたのは、医療機関の怠慢で同意書を発行しないのであるならば行政指導します」とのことです。

病院の名前は伏せておきましたが、患者の健康権が尊重されるべきご厚意をお願いします。

成功する施術者のコミュニケーション力



第1回

当会の会員の中には新規の患者様を開拓し、着実に患者様数を増やしている会員がいます。つい数年前迄は一人で仕事をしていただけの個人会員が、患者様が增加するにつれて施術者を雇用し、企業形態も個人経営から株式会社に法人化しました。

訪問医療マッサージ業界で業績が伸びているのは異業種から参入した企業が殆どです。その中であって、卒後浅い施術師が全くのゼロからスタートし、今は 14 人の委託施術者と共に頑張っています。その繁忙要因はいったい何なのか・・・？知りたくありませんか・・・？



皆様は集患、増患対策と言うとチラシのポスティングをまず思い付くかもしれませんが、その方法で果たして結果が出るでしょうか・・・？勿論地域を限定して人海戦術で何万枚ものチラシを配布すれば、或は結果が出るかもしれませんが。しかし個人の会員には経費的にも時間的にも難しい事です。私達個人会員はもっと地域を絞り込み「エリアマーケティング」から始めて行く事です。自分の施術拠点から半径 2 k m 圏内の患者様を営業開発して行く努力と行動です。

S 先生の言葉に『犬も歩かなければ棒にも当たらない。半径 2 k m の地域を限りなく歩きましょう』『ビビらず、一步踏み出しましょう。営業は習慣です』

『患者さんの求めているのは施術も含めた情報です。鮮度を持った情報です』

『受けた障害は変わらなくても、患者様に笑顔が戻れば QOL の向上です』

『口コミが伝わる所に身を置き、自分の笑顔と人情で〈縁〉を大切にしましょう』

人は日常の生活がパターン化すると、新たなアイデアを知っても動き出せなくなります。この度、S 先生が個人会員向けに、勉強会を開く事になりました。無料です。この勉強会に参加して自らを啓発し変えていくきっかけを作りませんか・・・。



但し募集人数に制限がありますので、参加者多数の場合は、次回参加という事になります。参加希望の会員は、事務局・松本まで連絡を下さい。

場所・・・鍼灸マッサージ師会事務所

日時・・・H25 年 9 月 22 日（日） 14：00～17：00

新規会員対象の研修会報告

事務局 松本泰司

H25年8月13日、当会事務所において、新人研修が行われました。入会希望の施術者5名とその伴侶を含め、計7名が参加されました。

司会は事務局の松本が行い、各自の自己紹介の後、実務的な注意点を話していきました。本日参加された施術者の殆どは、訪問マッサージの経験が5年以上あり、今までは治療院勤務の形で仕事をしていたのですが、これからは出張専門で独立を考えているので入会をしたい、というのが参加理由でした。

すでに申請書を当会に出されている会員の皆様には、再確認の内容になりますが、以下の項目を重点的にお話致しました。

- ① 医療保険を使つてのマッサージには、同意書に**関節拘縮・筋麻痺**のどちらかにチェックが必要。
- ② 同意書の日付から保険での施術が有効になり、日付を遡つての施術は、医師のコメントがあつても出来ない。
- ③ 同意書の有効期間は月半ばの15日迄は、その月を含めて3ヶ月間、16日以降は次月から3ヶ月間になる。
- ④ 鍼灸での往療扱いには、摘要欄に往療理由が必要。
- ⑤ 医療保険を使つての鍼灸治療は、医科との併給の禁止。
- ⑥ 往療の可能距離は直線距離で16km迄だが、算定出来るのは8km迄。
- ⑦ 往療距離が16kmを超えると、往療料だけでなく施術料の請求も不可になる。



以上の要点を話した後、事務局の齋藤が中心となり、手書きでの国保と後期高齢の記入を、マンツーマンで説明指導していきました。

手書き記入が終了した後は、事務局の高橋博の方からパソコンを使つての入力方法が説明されました。参加者は熱心にメモを取り、密度の濃い時間を共有しました。

参加者全員が20代・30代の若い世代の方で、パソコン入力においても吸収力が高い事が、事務局側から見て頼もしく思われました。

今回は暑い中御参加下さいまして、誠にありがとうございました。当会は引き続き皆様の活躍をきめ細かく支援していきます。

『東北祭りの夏』

8月はお盆、鎮魂の祭りが各地で行われます。青森や弘前のねぶた、秋田の竿燈、山形の花笠まつり、西馬音内盆踊り、盛岡のさんさ祭りなど有名なお祭りは観光化され、本来のまつりの姿はうすれているように思いますが、やはりいいものです。

8月はじめ盛岡県北上市で行われた「みちのく芸能祭り」で、さんさ踊り、鬼剣舞、鹿踊などを見ました。東北が伝統芸能の宝庫であることが少し解りました。

さんさ踊りは、岩手県各地で受け継がれ踊られているのですが、それぞれ地域や集落ごとに、それぞれ特徴のある踊りが受け継がれています。

黒川さんさ、沢内さんさ、三本柳さんさなどなど地域や団体に自分たちのさんさ踊りを踊り、受け継いでいるのです。現地でもらったパンフレットには30の伝統さんさを継承する団体の名前がのっていました。



(三本柳さんさ)



鬼剣舞も鹿踊も同様です岩手県から宮城県にかけて、各地でその地域の踊りが受け継がれています。

ふるさとの祭りがあり、ふるさとのおどりがあり、祭りにはふるさとに帰るといふ人は実にうらやましいかぎりです。



事務局よりお知らせ



申請書作成時の注意点

* 神奈川の添付用紙（受領書・総括表）の印刷時

→請求月を入力し直さないと前月の物が出てしまうのでご注意ください。

* 申請書の束ね方

→本申請書の下に同意書（往療表はその下）を重ねて左上をホッチキス止めして下さい。

→助成申請書は単独で

全てを束ねて提出する方がいますのでご注意ください。



障害者受給者証

9月1日は障害者受給者証の更新日です。患者さんにご確認下さい。



東京都からのお知らせ

東京都に医療助成を出している会員はご注意ください。

東京都の会員登録番号は施術者個人に振られる番号です。その施術者が複数の会に属している場合、それぞれの会から助成申請を出しているケースが見受けられます。これは東京都としては、管理上認められません。どれか1つの会からの申請にして下さい。他は患者さんが直接請求する償還払いとなります。

多数の施術者が在籍する事業所は、上記についてご確認ください。

質問コーナー

Q: 患者さんでショートステイを利用している方がいらっしゃいます。ショートステイ先への往診は可能なのでしょうか？



お答えします



ショートステイとは、介護をしている者の都合により、介護を必要とする方の介護を、一時的に特別養護老人ホームなどショートステイを受け入れる施設へ依頼する制度です。

介護をする家庭で、家族などが病気や介護疲労、あるいは旅行などというように、介護が困難なときにショートステイを利用します。施設は依頼された期間、家族などに代わり要介護者の生活の場を提供し、必要な介護を行います。2～3日から2ヶ月～3ヶ月と利用期間はいろいろあるようです。

このように、一時的に**生活の場を提供する施設**であり、要介護者が家庭で受けている介護や医療

は当然受けられます。生活の場である特別養護老人ホームやショートステイ施設における**はり・灸治療、マッサージ治療の往診は利用者の要望に沿い認められています。**

インターネットで流されている情報では、ショートステイ施設への訪問マッサージについて「保険者の裁量権でバラツキがあるので保険者の確認を取る必要がある」などの見解が流されています。

しかし、生活の場ですから、患者が必要な医療を選ぶことができるという、最も大切な患者の権利が保険者の権限であいまいにされてはなりません。

医療費削減から、行政や保険者の訪問マッサージへの目は厳しさを増していますから、保険者権限や施設管理者権限にもとづきいろいろな調査や問い合わせも増えてくると思います。

この中で忘れられがちなのが患者、被保険者の権利です。施術者は患者の立場、権利を大切にして、現在認められているショートステイ施設への訪問マッサージをまもり広げていく努力が必要です。

販売しています

＜井上先生の著書＞

『住み続ける権利 貧困、震災を超えて』 1500円

『患者の言い分と健康権』 1600円（いづれも新日本出版社）



＜毎田順子さんのカレンダー＞（松尾洋子先生の患者さん）

2014年版 1000円



参考／2013年度版



毎田さんは、筋ジストロフィーという、体の筋肉が徐々に萎縮していく難病をお持ちの方です。17才で病名が発覚して以来、いろいろな体験を経て「体は不自由でも、心は自由になった」。生活の中での様々な工夫・運動・体調管理に励み、お母様の介護もされ、なおかつ大きな夢を持ち続け、52才でハワイでのダイビングという夢も実現されました。また、筆を口で持ち絵手紙も描かれています。この度は縁あって毎田さんの「絵手紙カレンダー」2014年版をご紹介することになりました。

参考：諏訪中央病院院長の鎌田實先生の著書「旅、あきらめない」



事務局通信の発行日が9月から変わります。

従来月末に発行されていた通信ですが、9月から月の半ばに発行することになりました。通信の送付とともに、申請書データを入れるUSBやフロッピーディスクも合わせてお送りいたします。通信には申請時に必要な新しい情報が掲載されていますので、翌月提出の申請書作成にご活用下さい。



9月の予定

| | | |
|----|---|---------------------------|
| 1 | 日 | |
| 2 | 月 | |
| 3 | 火 | 申請書受付締切 申請業務 |
| 4 | 水 | |
| 5 | 木 | |
| 6 | 金 | |
| 7 | 土 | |
| 8 | 日 | |
| 9 | 月 | 事務局会議 13:00~/保険学習会 14:00~ |
| 10 | 火 | 事務局通信投稿メ切 |
| 11 | 水 | |
| 12 | 木 | |
| 13 | 金 | |
| 14 | 土 | NPO理事会 15:00~ |
| 15 | 日 | 社) 理事会 13:30~ |
| 16 | 月 | 敬老の日 |
| 17 | 火 | |
| 18 | 水 | 事務局通信・USBなどの発送 |
| 19 | 木 | |
| 20 | 金 | 事務局通信編集会議 |
| 21 | 土 | |
| 22 | 日 | 新セミナー(第1回) 14:00~17:00 |
| 23 | 月 | 秋分の日 |
| 24 | 火 | |
| 25 | 水 | |
| 26 | 木 | |
| 27 | 金 | 支給明細などの発送 |
| 28 | 土 | |
| 29 | 日 | |
| 30 | 月 | 療養費の振込 |

…休業日